

事務所だより

第155号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

職場の高齢化と安全衛生対策

中小規模企業においては、新卒採用が実現しにくく、時間の経過とともに高齢者中心の職場が多い現状があります。一方、労災件数は男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高く（20代後半と65歳後半を比べ65歳後半では男性2.0倍、女性4.9倍）、労災防止にも一層の配慮が必要です。

このような現状の改善に向けて、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表しています。

事業者求められる取組み

高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、次の1から5のうち、法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに

加えて、実施可能なものに取り組むよう努めることが求められています。

1、安全衛生管理体制の確立等

経営者自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2、職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施

3、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックに

より、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4、高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするとともに、集団および個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5、安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施

労働者に求められる取組み

事業者が実施する対策の取組みに協力するとともに、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めることが求められています。

・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理

・日常的な運動、食習慣の改

善等による体力の維持と生活習慣の改善

国・関係団体等による支援の活用

事業者は労働災害防止対策に取り組むに当たり、国や関係団体等による次の支援策を効果的に活用することが望ましいとしています。

①中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
②個別事業場に対するコンサルティング等の活用
③エイジフレンドリー補助金等の支援策の活用（申請受付期間あり）
④社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
⑤職場保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用



障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

新型コロナウイルスに係る傷病手当金の取扱い

厚生労働省は、令和2年に協会けんぽや健康保険組合宛に「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」で事務連絡を行っていました。今回は、それらに7項目が追加されたものが発出されました。

具体的な追加の質問内容は、次のとおりです。

Q9 被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の療養のため、労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

Q10 被保険者の検査は実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等において、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染しているとして診断されたため、当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

Q11 新型コロナウイルス感染症にかかるとの傷病手当金の支給申請に当たり、保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」の添付は必要か。

Q12 傷病手当金の支給申請関係書類として、「宿泊・自宅療養証明書」の添付は必要か。

又は自宅療養を証明する書類について（令和2年5月15日付け（令和4年4月27日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本

部事務連絡）別添様式。以下「「宿泊・自宅療養証明書」という。）が提出された場合に、当該書類を医師の意見書として取り扱ってよいか。

Q13 被保険者が、新型コロナウイルス感染症の治癒後においても、事業主から感染拡大の防止を目的として自宅待機を命じられたため労務に服することができない場合、当該期間について、傷病手当金は支給されるのか。

Q14 事業主から自宅待機を命じられていた期間中に新型コロナウイルス感染症に感染

した場合、傷病手当金の待期間の始期はいつか。

Q15 海外で新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の意見書を添付できない場合は、何をもって労務不能な期間を判断すればよいか。

質問内容は保険者向けのものですが、従業員が患した場合にどのように考えるのか、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

8月の労務手続
「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

8月31日
○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者）

「公共職業安定所」

《「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について》（<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220705S0010.pdf>）

編集後記

今年は最低賃金改定（目安）の上げ幅やその算出根拠などで労使が折り合わないところとで、発表まで少し時間がかかっています。例年が「回答ありき」だったのかとも思いますが。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>



琵琶湖 ミシガン（2022年7月20日）